

千曲市告示第 17 号

千曲市養護老人ホーム入所措置に要する費用の算定及び支弁に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 2 月 5 日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市養護老人ホーム入所措置に要する費用の算定及び支弁に関する要綱の一部を
改正する告示

千曲市養護老人ホーム入所措置に要する費用の算定及び支弁に関する要綱（令和元年千
曲市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表中

「

122,900	10,400	133,300
82,000	7,300	89,300

」を

「

125,080	10,580	135,660
83,460	7,430	90,890

」に、

「

41,200	6,900	48,100
--------	-------	--------

」を

「

41,930	7,030	48,960
--------	-------	--------

」に改め、

同表の注のイ中「15,000円」を「9,000円」に改め、同項第2号の表中

「

52,600円
4,880円

「

54,424円
4,910円

」を

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年2月5日から施行し、この告示による改正後の千曲市養護老人

ホーム入所措置に要する費用の算定及び支弁に関する要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、新要綱第3条第1項第1号の表の注のイの改正規定及び同項第2号の表の改正規定は、令和6年8月1日から適用する。

（令和6年4月及び5月における一般事務費の特例）

- 2 令和6年4月及び5月に限り、第3条に規定する一般事務費の適用については、新要綱第3条第1項第1号の表の改正規定にかかわらず、

「

125,080	10,580	135,660
83,460	7,430	90,890

」とあるのは

「

123,700	10,500	134,200
82,600	7,400	90,000

」と、

「

41,930	7,030	48,960
--------	-------	--------

」とあるのは

「

41,500	7,000	48,500
--------	-------	--------

」とする。